

(実用新案法の改正に伴う経過措置)
 第四条 第三条の規定による改正後の実用新案法
 第二条、第二十八条、第三十三条の三及び第四
 十四条の規定は、一部施行日以後にした行為に
 ついて適用し、一部施行日以前にした行為につ
 いては、なお従前の例による。
 (商標法の改正に伴う経過措置)
 第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以
 下「新商標法」という。)第二条第一項の規定は、
 この法律の施行後にする商標登録出願について
 適用し、この法律の施行前にした商標登録出願
 については、なお従前の例による。

2 新商標法第二条第三項、第三十七条及び第六
 十七条の規定は、一部施行日以後にした行為に
 ついて適用し、一部施行日以前にした行為につ
 いては、なお従前の例による。
 3 新商標法第二条第二項に規定する役務(以下
 「小売等役務」という。)について使用をする商
 標について商標登録を受けようとする者が、商
 標法第九条第一項の規定の適用を受けようとし
 る場合において、同項に規定する出展の日がこ
 の法律の施行の日前であるときは、この法律の
 施行の日を出展の日とみなす。

4 小売等役務について使用をする商標について
 商標登録を受けようとする者が、商標法第九条
 の二、第九条の三又は第十三条第一項において
 準用する特許法第四十三条の二第二項の規定に
 より優先権を主張しようとする場合において、
 最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブ
 ラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシント
 ンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、
 千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百
 五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百
 六十七年七月十四日にストックホルムで改正さ
 れた工業所有権の保護に関する千八百八十三年
 三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により
 最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規
 定により最初の出願と認められた出願の日(以
 下この項において「出願日」という。)が、この
 法律の施行の日前であるときは、この法律の施
 行の日を出願日とみなす。

5 第一項及び前項の規定は、防護標章登録出願
 に準用する。

(施行前からの使用に基づく商標の使用をする
 権利)
 第六条 この法律の施行前から日本国内において
 不正競争の目的でなく他人の商標登録に係る指
 定役務又はこれに類似する役務(小売等役務に
 限る。)についてその登録商標又はこれに類似す
 る商標の使用をしていた者は、継続してその役
 務についてその商標の使用をする場合は、この
 法律の施行の際現にその商標の使用をしてその
 役務に係る業務を行っている範囲内において、
 その役務についてその商標の使用をする権利を
 有する。当該業務を承継した者についても、同
 様とする。

2 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用
 権者は、同項の規定により商標の使用をする権
 利を有する者に対し、その者の業務に係る役務
 と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適
 当な表示を付すべきことを請求することができ
 る。

3 第一項の規定により商標の使用をする権利を
 有する者は、この法律の施行の際現にその商標
 がその者の業務に係る役務を表示するものとし
 て需要者の間に広く認識されているときは、同
 項の規定にかかわらず、その役務についてその
 商標の使用をする権利を有する。当該業務を承
 継した者についても、同様とする。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。
 5 前各項の規定は、防護標章登録に基づく権利
 に準用する。

(施行後三月間にした商標登録出願についての
 特例)
 第七条 この法律の施行の日から起算して三月を
 経過する日までの間にした商標登録出願であつ
 て、小売等役務について使用をする商標に係る
 もの(以下この条において「特例小売商標登録
 出願」という。)についての商標法第四条第一項
 (第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用に
 ついては、同号中「するもの」とあるのは、す
 るもの(その商標登録に係る指定役務が第二条
 第二項に係るものである場合において、同項に
 係る役務について使用をするものを除く。)(と
 する。

2 特例小売商標登録出願についての商標法第四
 条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定
 の適用については、同号中「するもの」とある
 のは、するもの(その商標権に係る指定役務が

第二条第二項に係るものである場合において、
 同項に係る役務について使用をするものを除
 く。)(とする。
 3 特例小売商標登録出願についての商標法第八
 条第一項の規定の適用については、同項中「役
 務」とあるのは、「役務(第二条第二項に規定す
 る役務を除く。)(とする。
 4 特例小売商標登録出願についての商標法第八
 条第二項の規定の適用については、当該特例小
 売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。
 (使用に基づく特例の適用)
 第八条 前条第四項の規定により同日にしたもの
 とみなされた二以上の商標登録出願がある場合
 において、その商標登録出願がこの法律の施行
 前から自己の業務に係る小売等役務について日
 本国内において不正競争の目的でなく使用をし
 ている商標について商標登録を受けようとする
 ものであるときは、その商標登録出願人は、使
 用に基づく特例の適用を主張することができ
 る。

2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする
 者は、商標法第八条第四項の規定により指定さ
 れた期間内に、その旨を記載した書面及びその
 商標登録出願が次の各号のいずれにも該当する
 ことを証明するために必要な書類を特許庁長官
 に提出しなければならない。
 一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の
 施行前から日本国内において自己の業務に係
 る小売等役務について使用をしているもので
 あること。

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の
 小売等役務であること。
 3 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登
 録出願であつて、前項各号のいずれにも該当す
 るもの(以下この条において「使用特例商標登
 録出願」という。)についての商標法第四条第一
 項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用に
 ついては、同項第十号中「使用をするもの」と
 あるのは、「使用をするもの(自己の業務に係る
 役務(第二条第二項に規定する役務に限る。)を
 表示するものとして需要者の間に広く認識され
 ている商標であつてその役務について使用す
 るものを除く。)(とする。

4 第一項に規定する場合において、当該二以上
 の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録
 出願であるときは、商標法第八条第五項の規定
 の適用については、同項中「特許庁長官が行う
 公正な方法によるくじにより定めたる一の商標登
 録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正
 する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第
 八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の
 商標登録出願人(当該使用特例商標登録出願が
 二以上あつたときは、それらの使用特例商標登
 録出願の商標登録出願人)とする。

5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の
 規定は、前項の規定により読み替えられた同法
 第八条第五項の規定の適用により、同一又は類
 似の小売等役務について使用をする同一又は類
 似の二以上の登録商標に係る商標権について異
 なつた者を商標権者とする設定の登録があつた
 場合に準用する。
 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
 関する法律の適用に関する経過措置)
 第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理
 の高度化に対処するための刑法等の一部を改正
 する法律の施行の日が一部施行日後となる場合
 には、同法の施行の日の前日までの間における
 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關
 する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下
 「組織的犯罪処罰法」という。)第二条第一項第
 三号の規定の適用については、同号中「第十一
 条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と、第
 十四条第一項第七号」とあるのは、「第二十一条
 第二項第六号」とする。

2 前項の場合において、犯罪の国際化及び組織
 化並びに情報処理の高度化に対処するための刑
 法等の一部を改正する法律の施行の日の前日ま
 での間における組織的犯罪処罰法別表の規定の
 適用については、同表第三十六号中「第九十九
 六条」とあるのは、「第九十九六条又は第九十九
 六条の二」と、同表第三十七号中「第七十八
 条」とあるのは、「第七十八条又は第七十八条の二
 」とする。

3 第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及
 び組織化並びに情報処理の高度化に対処するた
 めの刑法等の一部を改正する法律の施行の日
 の前日までの間は、不正競争防止法等の一部を改
 正する法律(平成十七年法律第七十五号)附則
 第四条の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及
 び組織化並びに情報処理の高度化に対処するた
 めの刑法等の一部を改正する法律の施行の日
 の前日までの間は、不正競争防止法等の一部を改
 正する法律(平成十七年法律第七十五号)附則
 第四条の規定は、適用しない。